

保安検査の基準日の見直しについて

2025年12月

産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

1. 制度概要

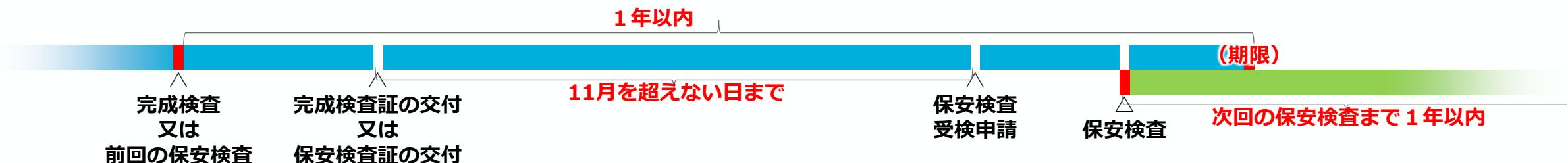
(1) 保安検査の対象及び実施時期

- 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、特定施設又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、定期に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受ける必要がある（指定保安検査機関が行う保安検査を受け、又は認定保安検査実施者が自ら行う場合を含む。）。

※ 特定施設とは、「火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって経済産業省令で定めるもの」として、危険工室、火薬類一時置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備が定められている。

- 保安検査は、1年に1回行う。
(土堤、簡易土堤及び防爆壁の場合は、3年に1回行う。)
- 保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日までに、管轄する産業保安監督部長（特定施設の場合）又は都道府県知事（火薬庫の場合）に申請する必要がある。

※ 土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）の場合は、完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から2年11月を超えない日まで、休止施設等の場合は、当該休止施設等を再び使用しようとする日の30日前までに申請する必要がある。



1. 制度概要

(2) 高圧ガス保安法における保安検査

- 高圧ガス保安法においても制度創設時（平成9年4月1日）においては、火薬類取締法と同様の運用（1年に1回（火薬類取締法同様、例外施設あり。）、完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日（1年に1回ではない施設については期間が終了する日の30日前）まで申請。）。
- 平成29年3月に行われた新認定事業者制度の創設等に合わせて、完成検査又は前回の保安検査の日から1年を経過した日（1年に1回ではない施設については期間が経過する日）の前後1月以内に保安検査を受けた場合には、完成検査又は前回の保安検査の日から1年を経過した日（1年に1回ではない施設については期間が経過する日）に保安検査を受けたものとみなす旨の規定が加わった。
- 併せて、保安検査の申請時期も「完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日」を起点とし、「11月を超えない日まで」とするのではなく、「完成検査又は前回の保安検査の日（前述の保安検査を受けたものとみなされた日を含む。）」を起点とし、「1年を超えない日まで」と改められた。



2. 地方分権改革に関する提案について

(1) 提案内容

- 火薬類取締法に基づく保安検査について、同じような周期の保安検査がある高圧ガス保安法等と同じように、前回の保安検査（完成検査）の日から1年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後1月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすように規則改正を行うこと。
- 提案団体は、埼玉県、越谷市、愛知県、花巻市、栃木県、神奈川県、相模原市、富山県、高知県、熊本市。
- 以下、具体的な支障事例（提案背景）
 - 火薬類取締法に基づき、政令で定める特定施設又は火薬庫は、保安検査を1年（土堤、簡易土堤及び防爆壁は3年）に1回行うものと定められている。このため、法令上、前年度に実施した日までに保安検査を実施することとなっており、保安検査日の日程調整次第では、年々、保安検査を受ける日が前倒しになる可能性もあり、運用面に課題がある。
 - 当県では積雪により冬季の保安検査は実施困難であることから、検査日が徐々に前倒しになる可能性がある現在の流動的な制度設計よりは、毎年決まった時期に行えることが望ましい。
 - 保安検査実施日の急な悪天候や製造業者及び火薬庫の所有者等の諸般の事情により、検査実施が不可となることは十分想定され、結果として法令を遵守できなくなる恐れがある。そのため弾力的な運用を可能とする規則改正若しくは通達の発出を求める。
 - 火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査実施日を基準として同日又は休日を考慮して日程を決めているが、検査日を基準日の前後1か月とするのであれば、日程調整が容易になると考える。
 - 保安検査を実施する側の管理上、徐々に前倒しになることなく、毎年決まった時期に行うことができた方が管理しやすい。

2. 地方分権改革に関する提案について

(2) 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（案）

- 本年11月13日に開催された第64回地方分権改革有識者会議・第184回提案募集検討専門部会 合同会議において、令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（案）として、以下のとおり示された。

(1) 火薬類取締法（昭25法149）

火薬庫等の保安検査（35条）については、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会の意見を聴いた上で、前回の保安検査の日から1年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3年）を経過した日（以下この事項において「基準日」という。）の前後1か月以内に行う場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなす方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 地方分権改革に関する提案について

(3) 今後のスケジュール

- 11月13日（木） 地方分権改革有識者会議
- 12月23日（火） 火薬小委員会
- 12月下旬 地方分権改革推進本部・閣議決定
- 2月中旬～3月中旬 パブリックコメント
- 3月末 公布

(参考1) 火薬類取締法施行規則第44条の2

(特定施設の範囲等)

第四十四条の二 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、危険工室、火薬類一時置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備とする。

- 2 法第三十五条第一項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査は、一年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年）に一回行うものとする。ただし、使用を休止した特定施設又は火薬庫であつて、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない特定施設又は火薬庫にあつては、完成検査）を受け又は自ら保安検査若しくは完成検査を行つた日から当該特定施設又は当該火薬庫を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあつては、三年以上）であるもの（以下「休止施設等」という。）にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとするときまで行わないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。
- 4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第六項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。
- 6 産業保安監督部長又は都道府県知事は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が法第十二条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十九の保安検査証を交付するものとする。
- 7 法第三十五条第二項の保安の確保のための組織及び方法に係るものとして経済産業省令で定めるものは、第六条第一項各号に掲げる事項の細目とする。

(参考2) 一般高圧ガス保安規則第79条

(特定施設の範囲等)

第七十九条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

- 2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け、又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。
 - 一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
 - 二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面
- 4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け、又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。
- 5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者を除く。）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（同項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 7 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。